

那 霸 市 公 報

第 1 6 9 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

○平成 29 年 (2017 年) 7 月那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) …… 850

○生活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定 に つ い て (保 護 管 理 課) …… 851

○生活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 医 療 機 関 の 廃 止 に つ い て (保 護 管 理 課) …… 852

○生活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 介 護 機 関 の 変 更 に つ い て (保 護 管 理 課) …… 853

○生活 保 護 法 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 介 護 機 関 の 廃 止 に つ い て (保 護 管 理 課) …… 854

◇ 公 告 ◇

○那 霸 市 国 場 児 童 館 指 定 管 理 者 募 集 に つ い て (こ ども 政 策 課) …… 855

○開 発 行 為 及 び 公 共 施 設 に 関 す る 工 事 の 完 了 に つ い て (建 築 指 導 課) …… 856

◇ 消 防 局 訓 令 ◇

○那 霸 市 消 防 訓 …… 857

◇ 上 下 水 道 局 告 示 ◇

○那 霸 市 上 下 水 道 局 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 の 休 止 に つ い て …… 858

告 示

那覇市告示第 160 号
平成 29 年 7 月 24 日
掲 示 済

平成 29 年 (2017 年) 7 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 29 年 (2017 年) 7 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 29 年 7 月 28 日 (金)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付議事件名
 - (1) 訴えの提起について
 - (2) 専決処分の報告について (人身車両物損事故)
 - (3) 専決処分の報告について (石嶺小学校体育館内における転倒事故)
 - (4) 専決処分の報告について (人身車両物損事故)

那覇市告示第 179 号

平成 29 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
那覇デンタルクリニック	宮本 英欧	平成29年 7 月 1 日
那覇市久茂地二丁目 24 番 19 号 仲西ビル 2 階		
つかさクリニック 高良診療所	医療法人 博鳳会	平成29年 6 月 1 日
那覇市高良三丁目 6 番 5 号		
J R 九州ドラッグイレブン薬局 アクロスプラザ古島駅前店	J R 九州ドラッグイレ ブン 株式会社	平成29年 7 月 18 日
那覇市銘苅一丁目 19 番 1 号		
訪問看護ステーション琉球の街	株式会社 琉球の街	平成29年 7 月 1 日
那覇市字国場 872 番地 4 グリーンパル		

那覇市告示第 180 号

平成 29 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
安座間産婦人科医院	安座間 隆	平成 29 年 6 月 30 日
那覇市久茂地三丁目 7 番 1 号		
つかさクリニック	医療法人 博鳳会	平成 29 年 5 月 31 日
那覇市宇栄原一丁目 6 番 10 号		

那覇市告示第 181 号

平成 29 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
デイサービス 松川の小枝		平成 29 年 7 月 1 日
名称	デイサービス 松川の小枝 (デイサービス おもろまちの小枝)	
所在地	那覇市松川一丁目 8 番 77 号 (那覇市安謝一丁目 2 番 5 号)	
サトウ株式会社 那覇営業所		平成 29 年 7 月 1 日
所在地	那覇市銘苅三丁目 20 番 22 号 1 階 (那覇市古島一丁目 1 番 14 号)	

那覇市告示第 182 号

平成 29 年 8 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
歩行訓練特化型デイサービスあ・るーく (介護予防通所介護、地域密着型通所介護)	平成 29 年 7 月 31 日
那覇市寄宮二丁目 5 番 8 号 リブラハウス 1 階	
摂食嚥下訓練特化型デイサービスかむかむ (介護予防通所介護、地域密着型通所介護)	平成 29 年 7 月 31 日
那覇市寄宮二丁目 5 番 8 号 リブラハウス 1 階	

公 告

那覇市公告第 191 号
平成 29 年 7 月 21 日
掲 示 済

那覇市国場児童館指定管理者募集について

平成 30 年 4 月 1 日からの那覇市国場児童館の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

- (1) 名称 那覇市国場児童館
- (2) 位置 那覇市字国場 353 番地

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市児童館及び児童遊園条例第 16 条に定めるもののほか、那覇市国場児童館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおり。

3 指定の予定期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで (5 年間)

4 応募資格

応募者は、指定期間中、児童館の管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

- (1) 那覇市内に登記簿上の本店又は主たる事業所等を有している法人、又はその他の団体で事務所を市内に有するもの。
- (2) 直近 3 か年の法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税等の滞納がないもの。
- (3) 複数の法人その他の団体で構成されるグループで応募する場合は、グループの名称を設定し、代表者を選定すること。なお、すべての構成員は、那覇市内に登記簿上の本店又は主たる事業所等を有する法人、又はその他の団体で市内に事務所を有するものであること。基本協定書の締結は、代表者を中心に行うこととなりますが、他の構成員も提案した事業計画の実施に連帯して責任を負うこと (当該グループの法人その他の団体は、別のグループでの重複又は単独で応募することはできません)。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する団体(グループ応募する団体の場合には、代表者のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合)は、応募を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、那覇市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- (2) 那覇市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 国税及び地方税を滞納している団体
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
- (7) 那覇市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた法人等でないこと。

6 申請の方法

那覇市国場児童館指定管理募集要項のとおり。

7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 平成29年7月20日(木)～9月21日(木)まで
原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。

8 説明会の開催

業務内容、応募方法、提出書類等について説明会を開催します。

- (1) 開催日時 平成29年8月3日(木) 午前10時半～正午
- (2) 開催場所 国場児童館

9 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階
こどもみらい部 こども政策課 (伊徳、渡慶次)
電話: 098-861-2110(直通) F A X : 098-862-9669

那覇市公告第 243 号

平成 29 年 8 月 15 日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
平成 29 年 7 月 10 日 第 24-026-03 号 那覇市指令都建第 1317 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里大名町三丁目 20 番 他 4 筆
2 工区
- 3 公共施設
消防水利 (防火水槽)
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号
平成 29 年 7 月 31 日 那都建第 148 号
平成 29 年 7 月 31 日 那都建第 149 号
- 6 工事完了年月日
平成 29 年 7 月 10 日

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 3 号
平成 29 年 6 月 28 日
公 表 済

那覇市消防訓を次のように定める。

那覇市消防局長 平 良 真 徳

○那覇市消防訓

消防は 災害を防ぎ 社会公共の安寧秩序と福祉の増進に寄与する職責を担っており 職員は 消防人としての奉仕的精神と献身的精神を発揮し 誇り高い使命と素養を身につけ 最大の成果を成し遂げる責任を持つ

一、使 命

我々は 市民の生命 身体及び財産を災害から保護するため 消防人としての崇高な職責を自覚し 全体の奉仕者として 意欲をもって誠実 公正に遂行することを使命とする

一、素 養

我々は 市民の信頼と期待に応えるため あらゆることに研鑽 訓練及び挑戦を重ね 卓越した知識と技術を身につけ その優れた特性を最大に発揮できるように 精力を注ぐものとする

一、成 果

我々は 厳正な規律を保持するとともに 身につけた素養によって 自らの勇氣 体力 気力を奮い起こし 直面する災害に向き合い 迅速的確な行動により 組織として一体の成果をあげることを目標とする

付 則

この訓令は、平成 29 年 7 月 8 日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 11 号

平成 29 年 7 月 21 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者休止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
36	沖縄パナソニック特機(株)	那覇市西町 2 丁目 15 番 1 号	木村 隆夫